

新潟市教育委員会職員の分限及び懲戒に関する審査会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会に任命される一般職の職員の分限（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第3号及び同条第2項第2号に係るものに限る。以下同じ。）及び懲戒についての事務を適正かつ能率的に行うために、新潟市教育委員会職員の分限及び懲戒に関する審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(職務)

第2条 審査会は、職員の分限及び懲戒について必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 総務部長
- (3) 消防局長
- (4) 水道局総務部長
- (5) 教育総務課長
- (6) 学校人事課長
- (7) 前各号に掲げるもののほか委員長が必要と認める職員
(委員長等)

第4条 審査会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員長には対象職員の所属の所管でない教育次長を、副委員長には審議案件附議ごとにその都度、委員長が任命する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故（第7条に該当する場合を含む。以下同じ。）があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長共に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会の会議は委員長が招集する。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の定めるところによる。

(本人等の会議の出席)

第6条 審査会は事件の審議に際し、必要があるときは、本人又は関係者の会議への出席を求め、その弁明又は意見を聴くことができる。

(会議出席の制限)

第7条 委員は、自己、配偶者又は4親等内の親族に係る審査会の会議には出席することができない。第3条第5号及び第6号に規定する委員にあつては、その所管課に属する職員に関する事件についても同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育総務課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、学校・幼稚園に勤務する職員に関する審議案件の場合は、学校人事課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(新潟市教育職員の分限及び懲戒に関する審査会設置要綱の廃止)

2 新潟市教育職員の分限及び懲戒に関する審査会設置要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の新潟市教育委員会職員の分限及び懲戒に関する審査会設置要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。